

よくあるご質問

I.再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業

質問		回答
応募申請について	1	再生可能エネルギー発電設備を自ら設置できず、他の事業者が設置する再生可能エネルギー発電設備から電力の提供を受けて同様のシステムを構築する場合、補助事業に応募することは可能ですか。 水素エネルギーシステムの所有者と異なる者の所有である再生可能エネルギー発電設備から電力の供給を受ける水素エネルギーシステムも補助の対象となります。 電力供給上必要な手続き、契約等に関する資料を申請時に添付してください。なお、再エネ設備費用（電気代含む）は、補助対象外です。
	2	複数年度に渡る事業計画で応募することは可能ですか？ 可能な場合、補助金上限額（3億円）は2か年度合計でしょうか。 応募可能です。詳細は公募要領をご覧ください。 複数年度の場合、補助金上限額は2か年度合計で3億円となります。
補助対象経費について	3	水素発電機や水素ボイラーを単独で申請することは可能でしょうか。 各設備を単独で申請することができます。 導入する設備機器が申請されたシステムの一つとして機能する設備機器であれば補助対象となりますが、これらの設備が申請されたシステム以外にも利用される計画の場合は補助対象外となります。
	4	公募要領の補助対象設備となっている水電解装置、バッファタンク、水素充填ユニット、水素吸蔵合金のうち複数の申請は可能ですか。可能な場合、それぞれ申請が必要でしょうか。 同一のサプライチェーンを構築するものであれば複数の設備でも申請が可能です。またその際の申請書は同じもので構いません。
	5	改質器付き燃料電池は補助の対象となりますか。 改質器付き燃料電池は補助対象外です。
	6	水素を発生させる方法として、バイオマスガスの改質を想定していますが、補助事業の対象となりますか。 バイオマス由来のガスを改質した水素を活用するということであれば補助対象外となります。 ただし、バイオマスガス発電の電力を使って水を電気分解するということであれば、補助対象となる可能性があります。
	7	ボイラーの蒸気量の増加を目的として設備の入れ替え（水素ボイラー）を考えています。このような設備の更新は補助対象となるでしょうか。 補助対象となります。
	8	既設のものはボイラーではなく、蒸気を購入していますが、水素ボイラーの導入申請は可能でしょうか。 申請可能です。
	9	「水素ボイラー」の新設・増設は補助対象となりますか。 新設、増設ともに補助対象になります。
	10	対象事業の要件として、「将来的に再エネ由来等水素への移行の見込みがある場合は、副生水素も対象とする。」と記載がありますが、「将来的に」とは、具体的な移行期間はあるでしょうか。 具体的な移行期間の決まりはございませんが、現状、貴社でお考えの見込みを申請書中にお示しください。

	質問	回答
補助対象経費について	11 水素ボイラーの応募を検討しておりますが、付随する水素タンクやボイラー用軟水器は補助対象となりますか。	設置状況などにもよりますのでご相談ください。
	12 事業の実行可能性、採算性などの事業化可能性調査（FS調査）は補助対象となりますか。	FS調査や計画策定等における費用は対象外となります。
	13 自社のBCPや災害時の地域貢献を想定した容量の蓄電池と水素貯蔵タンクの導入を検討していますが補助対象となりますか。	各機器・設備の容量などの仕様は通常運用の観点でバランスの取れたものとなるようにしてください。災害時の為に蓄電池やタンク容量を大きくしておくことは過剰設備となり、補助対象として認められません。
その他留意事項	14 混焼設備では「一般的な設備との差額」とありますが、「一般的な設備」とはどのようなものになりますか？	当事業で導入される水素利用設備・機器と同等の能力を持った、他エネルギーを利用する設備・機器のことを言います。補助金額の算出に必要なことから「一般的な設備」の見積書の取得も必要となります。また、CO2削減計算にも利用されますので併せて仕様書もご用意ください。
	15 補助事業完了後、二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出、とありますが専焼水素ボイラーの場合、化石燃料から水素利用になるので、CO2はゼロになると思いますが、それでも報告は必要でしょうか。	報告は必要です。補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、報告をいただくことになります。
	16 既設機器の残置は可能でしょうか。	可能ですが、申請の際に残置理由をお示しください。
	17 燃料電池で発電された電力は売電できますか。	売電はできません。自家消費となります。
	18 学校法人は応募が可能でしょうか。	応募前に承認手続きが必要です。承認まで一か月程度要しますのでお早めに財団にご相談ください。
	19 「土地区画整理組合」は応募が可能でしょうか。	土地区画整理組合の場合、公募要領P.6 補助事業者のうち「オ. 法律により直接設立された法人」として、認可を受けたことがわかる関係書類、定款等をご提出ください。
	20 公募要領P.2補助事業の要件として、補助事業を実施する施設が、「非常時に地域のエネルギー供給の拠点として活用される見込みがあること。」とありますが、今後、地域との連携について協議を始める予定の場合も応募できますか。	はい、ご応募可能です。応募時には、地域との連携に向けた今後の見通しについて申請書中にお示しください。
	21 補助事業を実施する施設が自治体所有である必要はありますか。公益財団法人の場合は対象となりますか。	自治体の所有である必要はありません。公益財団法人の申請でも構いません。
	22 製造する水素の「一部」を燃料電池車両に供給する計画の場合、供給割合に決まりはあるのでしょうか？	事業内容によるため、割合についての具体的な決まりはありませんが、製造した水素は、ほぼ自社の燃料電池や水素ボイラーなどの燃料として使用していただくことが必要です。
	23 「蓄電池は、水電解装置への専用給電が目的の場合のみ」とすると、非常時の機器設備の運転（燃料電池のブラックアウトスタートなど）に支障をきたし、地域のエネルギー供給の拠点として機能しない懸念がありますが、水電解装置専用でしょうか。	公募要領にある「蓄電池は、水電解装置への専用給電が目的の場合のみ」とは、通常時の運転の場合となります。非常時は、この限りではありません。